

図表 2-③ 「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) <抜粋>

### Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省(以下「規制所管府省」という。)が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム(規制レビュー)を構築する。

#### 1 具体的なシステムの考え方

##### (3) 規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み(以下「規制シート」という)を整備する。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的に規制改革に取り組むことを目的とするものである。

##### ① 規制シートの主な記載項目

規制シートの主な記載項目については、以下の事項とする。

- ・ 作成責任者の役職及び氏名
- ・ 規制目的及び規制内容の概要
- ・ 規制と関連する予算
- ・ 規制の最近の改廃経緯(見直し結果及び政策評価結果を含む。)
- ・ 規制を維持、改革又は新設する理由(改革の場合は方向性を含む。)
- ・ 次の見直し時期
- ・ 規制に関連する通知・通達等と規制の根拠となる法令(法律、法規命令)の委任の範囲との関係(根拠条項及び委任の範囲に入る理由)

(注) 下線は当省が付した。